

「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰制度に関する実施要綱

令和3年1月21日

スポーツ庁長官決定

(目的)

第1条 本要綱は、東京2020大会等後もそのレガシーとして、全国の地方公共団体が今後「スポーツ・健康まちづくり」に積極的に取り組み、それを継続していくことが重要であることから、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）及び「まち・ひと・しごと創生基本方針」（令和2年7月17日閣議決定）も踏まえて、他の団体を先導する優良な「スポーツ・健康まちづくり」の取組を行う地方公共団体を表彰するとともに、広く全国へ周知する制度を創設することにより、各地のスポーツを活用した特色あるまちづくりの取組を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、「スポーツ・健康まちづくり」とは、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）及び「まち・ひと・しごと創生基本方針」（令和2年7月17日閣議決定）に記載された「スポーツ・健康まちづくり」をいう。

(表彰の申請)

第3条 スポーツ庁は、地方公共団体が単独で又は共同して、別紙様式による申請書に、別紙記載例による「スポーツ・健康まちづくり計画」を添えて行う、全国を先導するような優良な「スポーツ・健康まちづくり」に取り組もうとしている地方公共団体に対するスポーツ庁長官による表彰の申請を受けすることができる。

2 スポーツ庁は、前項の場合において必要なときは、同項の書類のほか、同項の表彰を申請した地方公共団体に対し、補足資料の提出を求めることができる。

(表彰の審査)

第4条 スポーツ庁は、前条の申請があった場合には、別表の評価基準に従って、当該申請内容を審査するものとする。この場合において、スポーツ庁は、必要に応じ、関係府省庁に対し意見照会を行うことができる。

(表彰及び全国への周知)

第5条 スポーツ庁長官は、第3条の申請内容が前条の評価基準を満たすものと認めた場合には、表彰式において表彰状を授与し、当該地方公共団体を表彰するものとする。

2 スポーツ庁は、前項により表彰した場合には、表彰を受けた地方公共団体の名称及びその取り組みもうとしている内容について、広く全国へ周知するものとする。

(表彰の取消)

第6条 スポーツ庁は、前条の表彰が次の各号に該当する場合には、当該表彰を取り消すことができる。

- 一 虚偽の申請内容その他不正の手段により受けたもの
- 二 その他スポーツ庁が不相当と認めたもの

2 スポーツ庁は、前項の規定により表彰を取り消した場合には、当該表彰を受けた地方公共団体に対しその旨を通知するとともに、速やかに公表するものとする。

(事務)

第7条 本要綱に係る事務は、スポーツ庁参事官（地域振興担当）が行うものとする。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、表彰及び全国への周知に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

本要綱は、令和3年1月21日から施行する。